

令和7年度 事業計画

I 基本方針

我が国の人口減少・高齢化は、世界に例を見ないスピードで進展しています。超高齢化社会を迎え、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、高齢者の就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っています。また、そのためには地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを強化していく必要があります。

尾鷲市においても、60歳以上の人口が半数以上になり、生涯現役社会の実現がよりいっそう求められております。

当シルバー人材センターでは、市民の方のニーズに密着した仕事を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康増進などによって、地域社会の活性化、ひいては医療費や介護費用の削減などにも貢献していると考えています。

一昨年まで猛威を振るっていた、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類」に移行し世間的には落ち着いたとしていますが、影響はいまだ続いています。

企業や公務員関係の定年延長や再雇用制度の影響もあり、入会者数が減少するなど、シルバー事業において相変わらず厳しい状態が続いています。

また、インボイス制度や昨年11月から実施されているフリーランス法に対応するための契約方法の見直しやデジタル化の推進など、新たな税負担や法の見直しなどは今後の運営上の大きな課題になると考えられ、関係機関の協力のもと、的確に対応していく必要があります。

現在、親切丁寧な仕事が認められ、当センターへの依頼は多く、繁忙期には全ての仕事に迅速に対応出来ない等課題でもあるため、事業の根幹である会員の増強及び就業機会の開拓と確保に努め、今後も親切丁寧な仕事を心がけてまいります。

また、地域のニーズの担い手として信頼される存在となるよう、安全・適正就業に努め、役職員一同、誠実で責任ある事業運営を推進してまいります。

II 事業実施計画

1、 会員の増強

- (1) 1会員に1人、入会運動を進めていきます。
- (2) 地方新聞、市の広報などに事業内容及び会員募集案内の掲載等を依頼します。またホームページを活用し、広く周知を図ります。
- (3) 役職員をはじめ色々な方々に入会促進への協力を求め、興味を持っていた方には随時説明会を開催します。またハローワーク等関係機関の協力を得て、豊かな人材の確保・育成に努め、発注者の受注に応えていきます。

2、 契約方法の変更

- (1) 厚生労働省から、シルバー事業における契約関係を見直す方針が示されており、県内センターも発注者・会員等関係者の十分な理解を得て、新たな契約方法に移行していくこととなります。早期に移行が完了するように努めます。

3、 調査・研究の実施

- (1) 会員登録及び継続手続きの際に、会員の就業に関する意向・現状を把握するため、会員意向調査を実施し、未就業会員の減少に努めます。
- (2) 地域社会の要請に対応した事業の展開を図るため、発注者に事前・事後の聞き取り調査などを実施し、運営に反映させます。

4、 就業機会の開拓と確保

- (1) 官公庁、各企業、一般家庭等に、センターの趣旨の理解を求め、就業率の向上を目指しながら、就業機会の開拓と確保に努めます。

5、 安全就業の徹底

- (1) 安全就業を重点課題とし、作業時のヘルメット、安全ベルト等の装着の義務付け、及び事故防止の徹底など会員自身の安全就業への認識の強化を図ります。
- (2) 事故率の高い剪定・草刈作業に従事する会員を対象に安全への再認識、または技術取得の講習会を実施し、会員一人一人の技術等の向上を目指します。
- (3) 連合会主催の安全就業推進大会等への積極的参加を推進します。
- (4) 健康診断の受診を奨励するなど、会員自らの健康管理の重要性について啓発を図ります。

6、 適正就業の推進

- (1) 受注形態の適正化(フリーランス法)を推進し、発注者と協議しながら適正就業に取り組み、法令遵守(コンプライアンス)に努めます。
- (2) ワークシェアリング(仕事の分かち合い)により、多くの会員に就業機会を提供します。
- (3) シルバー派遣事業を推進し職域の拡大に努めます。

7、 デジタル活用への取組

- (1) 国からの指導のもと引続きデジタル化(smile to smile などの利用)を推進し、センターの経営基盤強化、業務の効率化や経費の削減などを進めていきます。

8、 普及啓発事業

- (1) シルバー人材センター事業普及啓発促進月間(10月)に合わせて、道路の清掃・草刈・剪定・除草などボランティア作業を実施し、地域社会に貢献しながら、事業への理解と啓発を進めます。

Ⅲ、会議・研修他

1、 尾鷲市シルバー人材センター会議

- (1) 総会の開催 年1回
- (2) 理事会の開催 年3～4回
- (3) 安全・適正就業講習会の開催 年1～2回

2、 三重県シルバー人材センター連合会会議・研修

- (1) 通常総会、事務局長及び担当者会議、福祉・家事援助ブロック、その他研修会等への出席
- (2) 安全就業促進大会への参加

3、 その他

- (1) 関係行政機関や関係団体との連携を図り、事業の円滑な運営に努めます。
- (2) 市や市議会に対しシルバー事業への理解と支援について要望活動を行います。